

はじめに

この度、直方市は、「第4次直方市障がい者福祉基本計画」を策定いたしました。この計画は、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とするものです。

ところで、これまで障がい者に対する政策には大きな変化が生まれてきました。平成25年に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、これまでの「医療モデル」から「社会モデル」への転換がはかられ、障がい者の問題を障がい者個人の責任に帰せしめるのではなく、社会全体による合理的配慮によって解消しようとする方向性が明確に示されました。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准され、障がい者の権利が一層尊重されることになり、平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行されたことにより、自治体は、障がい者に対する差別の解消に向けた積極的な取り組みをする義務が課せられました。この度の、「第4次直方市障がい者福祉基本計画」は、こうした障がい者を取り巻く大きな社会的変化に積極的に応えたものです。

策定にあたりましては、実態調査や各障がい者関係団体とのヒアリングを実施したうえ、直方市障害者施策推進協議会において協議を重ね、障がい者をはじめとして関係者の多様なニーズと意見を把握し、これらができる限り反映されるように努めました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆さまとともに、障がい者の権利を尊重し、その保護と実現に向けた施策を推進し、障がいを理由とする差別のない、こころやさしい社会の実現にむけて努力してまいります。市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた直方市障害者施策推進協議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

平成29年3月

直方市長 壬生 隆明

